

入札説明書

地方独立行政法人那覇市立病院発注の那覇市立病院解体及び外構等工事に係る公告に基づく制限付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公 告 日 令和 7 年 10 月 30 日

2. 工事の概要

- (1) 工 事 名：那覇市立病院解体及び外構等工事
- (2) 工事場所：那覇市古島二丁目 31 番地 1
- (3) 工事内容：設計図面及び現場説明書のとおり。
- (4) 工 期：契約日の翌日（土日祝日を除く）から令和 9 年 3 月 19 日まで
- (5) 工事の実施形態：
 - ア) 本案件は、事後審査型制限付一般競争入札（持参方式）により価格競争落札方式で実施する。
 - イ) 本案件は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
 - ウ) 本案件は、自主結成した特定建設工事共同企業体（3 社又は 4 社 J V）による共同施工方式とする。

3. 入札参加資格要件

- (1) 地方独立行政法人那覇市立病院契約規程第 4 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者に該当しない者であること。
- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に定める建設業の許可を受けている者であること。ただし、5,000 万円（建築一式工事にあつては 8,000 万円）以上の工事を下請施工させる場合にあつては、特定建設業の許可を有している者であること。
- (4) 開札日において有効な経営規模等評価結果通知書（経営事項審査）を受けている者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け那覇市に競争入札参加資格審

査願を再度提出し、審査を経て有資格業者として認定され、建設業者格付名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。).

- (6) 経営状況が著しく不健全であると理事長又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者(以下「契約責任者」という。)が認める者に該当しない者であること。

※ 公告日の3月前から落札決定予定日までの間に不渡り等を生じていない者であること(ただし、(5)に該当するものを除く。).

- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど受注者として不適当であると契約責任者が認める者に該当しない者であること。

- (8) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第6条に規定する建設業者格付名簿に建築工事業業者として登録されている者であること。

- (9) 共同企業体の代表者及びその他の構成員の要件は次のとおりとする。また、共同企業体の結成については、3社又は4社で任意に結成すること。

ア) 共同企業体代表者

- ・ 那覇市における令和7・8年度の建築の格付けがA等級(ランク)又は県外での登録であること。
- ・ 市内における本社又は本店の有無は問わない。
- ・ 出資比率は、全ての構成員の中で最大の出資比率であること。

イ) 共同企業体構成員(代表者以外)

- ・ 那覇市における令和7・8年度の建築の格付けがA等級(ランク)であること。
- ・ 那覇市内に本社又は本店を有する者(市内業者)であること。
- ・ 出資比率について、全ての構成員のうち、最小の出資比率は15%以上であること。

- (10) 共同企業体の代表者は、開札日において、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の規定に基づく有効かつ最新の経営事項審査の建築一式工事の総合評定値が1,200点以上であること。

- (11) 共同企業体の代表者は、次に掲げる同種工事の実績を有すること。

沖縄県内の病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する「病院」をいう。)の新築、改築(建替)、増築工事あるいは解体工事を単独または共同企業体の代表者として受注し、2010(平成22)年4月1日から開札日までに工事を完成させた実績を有すること。

- ・ 新築: 外来、診療、病棟、管理及び供給部門を含み病床数が300床以上であること。
- ・ 改築(建替): 同上
- ・ 増築: 増築対象範囲に外来、診療、病棟、管理及び供給部門を含み病床数が300床以上であること。
- ・ 解体: 解体対象範囲に外来、診療、病棟、管理及び供給部門を含み病床数が300床以上であること。

- (12) 配置技術者等については、次に掲げる基準を満たす監理技術者、主任技術者及び現場代理人を当該工事に配置できること。

ア) 共同企業体代表者

- ・現場代理人は、共同企業体の代表者から選任し、工事現場に常駐で配置すること。
- ・監理技術者は、共同企業体の代表者から選任し、一級建築士又は 1 級建築施工管理技士の資格を有する者とする。

イ) 共同企業体構成員（代表者以外）

- ・主任技術者は、一級建築士又は 1 級建築施工管理技士の資格を有する者とする。

ウ) 共通事項等

- ・監理技術者及び主任技術者は開札日において配置できること。ただし、開札日時点で別案件に従事している者を本契約締結日までに当該工事に配置できる場合、現在従事している別案件が確実に完了するのであれば、当該工事の監理技術者、主任技術者としてすることができる。
- ・監理技術者及び主任技術者は、請負金額が 4,500 万円(建築工事の場合は 9,000 万円)以上となる場合は、専任で配置できること。
- ・現場代理人は、主任技術者(監理技術者)を兼ねることができる。
- ・監理技術者、主任技術者及び現場代理人は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。恒常的な雇用関係とは、開札日以前に 3 か月以上の継続した雇用関係にあることをいう。

4. 特定建設工事共同企業体の構成等に係る取扱い

共同施工方式における特定建設工事共同企業体の構成等に係る取扱いは、以下のとおりとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体は、現に那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程(平成 26 年那覇市訓令第 17 号)第 6 条第 1 項の資格者名簿に登録された者が任意に結成するものとする。
- (2) 特定建設工事共同企業体の構成員の数は 3 社又は 4 社とする。
- (3) 特定建設工事共同企業体は、全ての構成員が次に掲げる要件を満たすものとする。
 - ア) 発注工事に対応する工事の種別について那覇市の建設工事競争入札参加資格を有していること。
 - イ) 全ての構成員が、発注工事に対応する建設業法(昭和 42 年法律第 100 号)の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。当該工事を施工するため締結した下請契約の請負代金の額が 4,500 万円(建築一式工事の場合は 9,000 万円)以上となる場合は、代表者が監理技術者を、その他の構成員が主任技術者を、それぞれ専任で配置すること。
- (4) 特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員のうち最大の施工能力を有する者とする。
- (5) 特定建設工事共同企業体代表者の出資比率は、構成員の出資比率のうち最大の出資比率でなければならないものとする。
- (6) 特定建設工事共同企業体構成員の出資比率は、全ての構成員のうち、最小の出資比率は 15%以上であること。
- (7) 特定建設工事共同企業体の協定書は、「協定書作成要領」を参照し別紙「特定建設工

事共同企業体協定書（甲）」を作成すること。※「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」は、設計図書等（DVD）内の別記様式7を使用すること。

- (8) 発注工事の契約の相手方となった特定建設工事共同企業体の存続期間は、当該工事の完成後3か月を経過するときまでとする。ただし、当該期間満了後においても、かし担保責任がある場合は、各構成員は連帯してその責を負うものとする。
- (9) 発注工事の契約の相手方とならなかった特定建設工事共同企業体の存続期間は、当該工事に係る契約が締結されたときまでとする。
- (10) 特定建設工事共同企業体の名称は、構成員の名称（商号）から、株式会社・有限会社等の部分を削除してつけること。また、名称（商号）の一部を省略することも可とするが、各構成員を判別できる名称とすること。なお、工事名の付記は不要であり、単に共同企業体でよい。（例：「〇〇建設・〇〇組・〇〇 共同企業体」）
- (11) 全ての構成員は、本案件に関し2以上の共同企業体の構成員となることはできない。
- (12) 特定建設工事共同企業体は、次の各号に掲げる書類を提出期限日までに提出しなければならない。

提出期限日：令和7年11月20日（木）17時00分

提出先：地方独立行政法人那覇市立病院 事務局 新病院建設室窓口

ア) 特定建設工事共同企業体制限付一般競争入札参加申請書[別記様式8]

イ) 特定建設工事共同企業体協定書（甲）の写し

※特定建設工事共同企業体協定書（甲）の作成にあたっては、「協定書作成要領」を参照のこと。

ウ) 委任状[様式任意]

※委任状[様式任意]は、共同企業体構成員（委任者）から共同企業体代表構成員（受任者）へ入札見積、契約の締結及び代金の請求・受領その他に関し必要となる一切の権限が与えられていることを証明するもの。

5. 入札関係書類の提出

入札参加希望者は、以下に掲げる入札関係書類を作成のうえ、提出期限日までに所定の方法により提出すること。

- (1) 委任状及び使用印鑑届[様式任意]

※入札見積、契約の締結及び代金の請求・受領等の権限を代表者以外の者（支店長や営業所長等）の代理人に委任する場合は、代表者からの委任状を提出する。

※使用印鑑届は入札見積、契約の締結及び代金の請求・受領等に使用する印鑑が実印と異なる場合に提出する。（実印と使用の両方押印が必要。）

※写し不可。

※法人の場合は、会社名及び役職名の記載がある印を押して下さい（個人の印は使用できません）。

提出期限日：令和7年11月20日（木）17時00分

提出先：地方独立行政法人那覇市立病院 事務局 新病院建設室窓口

6. 入札保証金に関する事項

本案件は、入札保証金を適用する。取扱いの詳細は別紙「入札保証金に関する取扱いについて」による。

- (1) 入札保証金等の納付に係る書類を、令和7年11月20日（火）17時00分までに提出し、納付に係る手続きを同日中に完了すること。
- (2) 保証期間は、書類の提出日から令和7年12月19日（金）までを含むものであること。

7. 低入札価格調査制度に関する事項

本案件は、低入札価格調査制度を適用する。基準価格の設定等に関しては、以下のとおりとし、これらの詳細は、「那覇市立病院建設工事に係る低入札価格調査制度要綱（令和7年4月30日要綱第50号。以下「低入札調査要綱」という。）」の内容を準用する。

- (1) 低入札調査基準価格及び失格基準価格を設定している。
- (2) 失格基準価格未満の額で入札を行った者は、失格となる。
- (3) 低入札調査基準価格未満かつ失格基準価格以上の額で入札を行った者に対し、低入札調査要綱第6条の規定による調査を行い、調査の結果を踏まえ、落札者を決定する。
- (4) 低入札調査基準価格未満の額で入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）は、最低の価格をもって有効な入札をした者であっても必ずしも落札者とならない。
- (5) 低価格入札者のうち失格基準価格以上の額で入札を行ったものは、別に定める資料の提出及び事情聴取に応じること。
- (6) 低価格入札者として契約を締結する場合は、低入札調査要綱第8条に規定する措置に応じること。

8. 入札書の開札及び落札候補者の決定

- (1) 開札日時 令和7年11月25日（火）11時00分
- (2) 開札場所 地方独立行政法人 那覇市立病院 仮設事務所1階
- (3) 入札必要書類
 - ア) 入札書[別記様式1]
 - イ) 工事費等内訳書[別記様式2]
 - ウ) 委任状[別記様式3]

※委任状は代理人が入札を行う場合に提出する。

※工事費等内訳書の内訳価格と入札書の入札金額は一致しなければならない。

- (4) 入札参加希望者が談合し又は不穏の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行できないときは、当該入札参加希望者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる。
- (5) 入札において代理人が入札する場合には、委任状を入札・開札時に持参し、提出すること。なお、委任状の提出の際には、氏名（本人確認）を確認できるものを持参すること。
- (6) 予定価格及び失格基準価格の制限の範囲で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とする。

- (7) 落札候補者が落札者とならなかったときは、予定価格及び失格基準価格の制限の範囲で、その者を除き、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とする。
- (8) 入札の際、入札額が同額の場合は「くじ」により決定する。方法については「くじ」による選定が必要になった際に説明をする。

9. 入札関係書類の無効

次の各号のいずれかに該当する入札関係書類については、無効とする。

- (1) 記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を訂正した入札
- (3) 発注者名、所在地、商号又は名称、代表者氏名、押印のいずれかを欠く入札書及び工事費等内訳書
- (4) 入札書の金額や¥マークの記載がない入札
- (5) 予定価格が事前に公表された場合に、当該予定価格を超えた入札金額が記載された入札書
- (6) 記名押印を欠く入札（代表者印は登録印）、那覇市に登録した所在地、商号又は名称、代表者氏名、代表者印、使用印といずれかが異なる入札書及び工事費等内訳書（ただし、既に株主総会や法人登記等でいずれかの変更が実質的に終了している場合は、その限りでない。）
- (7) 日付を欠く入札、又は入札の年月日と合わない入札書
- (8) 工事名の記載がない、又は、公告と一致しない入札書及び工事費等内訳書
- (9) 発注者名の記載が誤っている入札書及び工事費等内訳書
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書及び工事費等内訳書
- (11) 工事費等内訳書が同封（添付）されていない入札書
- (12) 封筒に2通以上の入札書又は工事費等内訳書が入っている入札書
- (13) 工事費等内訳書の内訳価格と入札金額が一致しない入札書
- (14) 未記入など不備がある工事費等内訳書が同封された入札書
- (15) 入札参加資格を満たさない者が提出した入札関係書類
- (16) 公告に示す手続きを経ないで提出された入札関係書類
- (17) 公告及び入札説明書で求められている書類を欠く者の入札関係書類
- (18) 虚偽の記載がされた入札関係書類
- (19) 明らかに連合によると認められる者が提出した入札関係書類
- (20) 不誠実な行為又は虚偽の申告が明らかな入札
- (21) 所定の様式を使用していない入札書
- (22) 入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金が納付されない入札又はその額が所定の額に達していない入札
- (23) その他入札の条件に違反した者が提出した入札関係書類

10. 入札参加資格要件の審査及び落札者の決定

入札参加資格要件の審査は、落札候補者に対して行う。

- (1) 入札の結果、本案件の落札候補者となった者は、「3. 入札参加資格要件」に掲げる

入札参加資格を有することを証明するため、次に掲げる書類を提出すること。

ア) 入札参加資格審査申請書〔別記様式 4〕

イ) 特定建設工事共同企業体協定書（甲）の写し

ウ) 最新の経営規模等評価結果通知書（経営事項審査）の写し（代表者及び構成員）

エ) 建設業許可証明書又は建設業の許可について（通知）の写し

オ) 配置予定技術者一覧〔別記様式 5〕

カ) 共同企業体代表者の施工実績確認書（病院）〔別記様式 6〕

※ 特定建設工事共同企業体協定書作成にあたっては、「協定書作成要領」を参照のこと。

※ 資格審査書類一式については、開札後、落札候補者のみ提出すること。

- (2) 落札候補者に対し入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていない場合は、次の落札候補者を審査し、適格者が確認できるまで行う。
- (3) 必要に応じて、落札候補者に対して聴取を行うことがある。
- (4) 入札参加資格要件の審査は、開札日の翌日から起算して原則として 2 日以内（ただし、土日祝祭日（以下「休日」という。）を除く。）に行う。
- (5) 入札参加資格要件の審査の結果、落札候補者が適格である場合は、落札者として決定する。ただし、落札候補者の当該申込みに係る価格が低入札調査要綱第 1 条に規定する低入札調査基準価格を下回る場合の取扱いは、同要綱によるものとする。
- (6) 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていない場合は、入札参加資格要件不適格通知書により、その旨通知する。

11. 入札結果の公表

落札者を決定したときは、次の事項を公表する。

- (1) 工事名称、場所、種別及び概要
- (2) 工期
- (3) 低入札調査基準価格及び失格基準価格
- (4) 入札参加者名並びに入札参加者の入札金額
- (5) 落札金額
- (6) 落札者とした理由
- (7) その他契約責任者が必要と認める事項

12. 非落札者への理由説明

入札参加者で落札者とならなかった者は、次のとおり落札者として選定されなかった理由の説明を求めることができる。

- (1) 申し立て期限：入札結果の公表を行った日の翌日から起算して 10 日以内
（ただし、休日を除く。）。
- (2) 申し立て方法：書面（任意の様式）を(3)の提出先へ持参すること。郵送、ファクシミリ又は電子メール等による申し立ては受け付けない。
- (3) 提出先：地方独立行政法人那覇市立病院 事務局 新病院建設室窓口

- (4) 説明を求めた入札参加者以外の者の説明は、求めることができない。
- (5) 説明の申し立てに対しては、申し立てを行った日から 10 日以内（ただし、休日を除く。）に書面をもって回答する。
- (6) 説明の申し立ては、落札者の決定を妨げない。

14. 異議申し立て

入札参加者は、入札後、本説明書、設計図書等、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

15. その他

- (1) 入札結果の公表を除き、入札参加者から提出された書類等は公表しない。
- (2) 落札者の決定後、工事請負契約締結までの間において、落札者が公告又は本入札説明書に掲げるいずれかの要件を欠くこととなった場合又は虚偽の事実が判明した場合には、当該契約を締結しないことがある。
- (3) 配置予定技術者一覧に記載した配置予定技術者は、変更できない。ただし、真にやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。この場合においては、当初の配置予定技術者と同等以上の能力を有する者を配置しなければならない。
- (4) 本案件については、現場説明会は実施しない。